

覚 書

全国健康保険協会京都支部長 守殿 俊二（以下「甲」という。）と

_____（以下「乙」という。）

とは、甲と乙との間で締結した 2025 年 4 月 1 日付「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書（以下「原契約」という。）」に関し、生活習慣病予防健診を推進するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第 1 条（総則）

乙は、甲の提示する「生活習慣病予防健診推進事業実施要項」に基づき、当該業務を信義に従い誠実に実施するものとする。

第 2 条（適用期間）

本覚書の適用期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条（委託単価と支払額の算出）

対価の支払額は、次により算出された金額とする。

- （1）令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日の合計期間の生活習慣病予防健診の一般健診実施人数が令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日の合計期間までの生活習慣病予防健診の一般健診実施人数の 104%（以下「目標値」という。）を上回った人数に、1 件あたり単価 1,800 円（税抜）を乗じて算出された額。（目標値は小数点以下切り捨て）。ただし、目標値を上回った人数の数量の上限は 800 人とし、数量の上限を超えた人数に対して支払額は発生しないものとする。
- （2）目標値を超えない場合においては、本覚書に基づく支払額は発生しないものとする。

第 4 条（業務の履行）

乙は、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、業務を履行するものとする。

- 2 乙は、業務の履行にあたっては、当該委託業務に従事する者に適正な業務実施と個人情報の厳正な取り扱いを定め、委託業務の内容を十分に理解させ、指導及び監督をするものとする。

第 5 条（法令遵守等）

本契約の履行にあたり乙は、関係諸法令及び甲が定めた実施要項を遵守し、当該業務に従事する者を適正に配置するものとする。

- 2 乙は、受託業務の実施に関し、当該業務に従事する者への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

第 6 条（報告）

乙は、甲の定める期日までに報告書等を甲へ報告する。提出された報告書等の記載事項に不備があった場合は、乙は甲の指示に従い、遅延なく再作成するものとする。

第 7 条（対価の請求及び支払い）

乙は、甲の定める所定手続きに従って、対価の支払いを甲に請求する。なお、当該年度の実施分は必ず令和 8 年 4 月 2 日までに請求するものとする。

- （1）対価の支払いは、第 2 条に定める期間終了後とする。
- （2）支払金額は第 8 条 2 項に定める甲からの通知に基づいて算出する。

- 2 甲は、乙の適正な支払請求書を受理した日から、原則 30 日以内にその対価を支払うものとする。

第 8 条（結果の通知）

甲は、第 6 条に定める乙からの結果報告書に基づき、審査、確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、審査、確認を行った結果について、乙へ通知するものとする。

第 9 条（個人情報の取扱いに係る体制の整備）

乙は、委託業務の実施に先立ち、業務実施体制の整備として、個人情報（甲が提供する事業所情報を含む）の取扱いについて、次に掲げる措置を行うこと。

（1）管理責任者の設置

個人情報の安全管理、適切な取扱いに関する責任者（以下「管理責任者」という。）を設置し、以下の業務を行わせること。

- ① 個人情報の取扱いに関する規定等の承認及び周知
- ② 甲から提供されたデータの管理
- ③ 個人情報の取扱状況の点検及び点検の実施後において、取扱規程違反等、不適切な個人情報の取扱いを把握したときはその改善
- ④ その他委託業務全体における個人情報保護に関すること

（2）個人情報の漏えい等が発生した場合における対応体制

個人情報の漏えい等が発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。

- ① 個人情報の漏えい等による影響および原因の調査体制
- ② 再発防止策、事後対策の検討体制

③ 管理責任者への報告体制

第 10 条（教育・訓練等の実施）

乙は、当該業務の実施前及び随時に、前条に定める管理者等及び当該業務に従事する者に対し個人情報の取扱いに係る教育、訓練を行うこと。

2 乙は、定期的又は随時に個人情報保護に係る取扱規程等に違反した場合の処分の周知を行うこと。

3 乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

第 11 条（秘密の保持）

乙は、甲から提示されたデータについて、他に漏らし又は目的外に使用しないものとする。本規定は契約終了後も有効とする。

第 12 条（手数料又は報酬の徴収の禁止）

乙は、委託業務を実施するに当たっては、勸奨対象事業所等から手数料や報酬を徴収してはならない。

第 13 条（情報の帰属）

委託業務の実施にかかる情報及び成果物は、甲の所有に帰属する。

第 14 条（情報の適正な取扱い）

乙は、委託業務の実施に関し入手した情報について、滅失、漏洩及び目的外利用等を行ってはならない。

2 乙は、委託業務の実施に関し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 乙は、委託業務実施にあたり複写複製等を行う必要がある場合は、予め甲の承認を受けることとする。

4 乙は、前項の規定による複写複製物等を作成していた場合は、委託業務終了後、甲の指示に従い適切に廃棄又は消去したうえ、甲に報告するものとする。

第 15 条（委託業務終了時における個人情報の返却）

乙は、甲から提供されたデータについて、委託業務が終了したときは、甲の指示に従い返却するものとする。

第 16 条（事故報告等）

乙は、当該委託業務において、事故が発生した時は、直ちに事故内容の詳細を文書にて甲

に報告し、その指示を受けること。

- 2 乙は、当該委託業務の実施に関して、個人情報の漏洩又は個人情報の漏洩が疑われる事象等が発生した時は、直ちに発生した事象等の詳細を文書にて甲に報告し、その指示を受けるものとする。契約終了後においても同様とする。
- 3 乙は、第1項から第2項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備するものとする。

第17条（監督）

甲は、この契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

第18条（調査等）

甲又は監督職員は、乙の事業所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 3 甲は、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他必要な調査等について協力を求めることができる。

第19条（監査）

乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の事業所又は作業場所に立ち入る際は、事前に書面による通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。その他の監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

第20条（公益通報者の保護）

甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲が予め定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲において本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙において当該業務委嘱員に対して業務停止その他不利益な取扱いをしてはならない。

第 21 条（本覚書の解除）

甲及び乙は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、相手方に対して 30 日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができ、その旨を公表することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
- (2) 乙が実施要綱による選定要件を満たしていないと認めるとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (4) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (5) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (6) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (7) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 甲が事前に行う契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により契約の相手方となったとき。
- (9) 乙がこの契約の解除を請求し、その理由が正当と認められるとき。
- (10) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
- (11) 民法第 542 条第 1 項又は第 2 項に定める事由に該当したとき。
- (12) 本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (13) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (14) 乙並びに乙の責任者等又は業務委託員が契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

3 前項の規定により、この契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は委託内容が既に履行された場合、又は返還すべき成果物が既にその用に供されていた場合でも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

4 第 2 項に基づき契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

5 原契約が解除された場合、本覚書も同時に解除されるものとする。

第 22 条（暴力団等の排除）

乙は、次に掲げる組織又は次に掲げる個人が役職員として在職する組織に該当しないことを誓約する。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次に掲げる者に該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員との間で社会的な非難の対象となる関係を有している者

2 乙は、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを誓約する。

- (1) 脅迫的、暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 乙が第 1 項又は前項の誓約に違反したときは、甲は、何らの予告をすることなく直ちに本契約の全てを解除することができる。

4 前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

第 23 条（損害賠償）

甲又は乙が、第 21 条第 1 項に基づき契約の解除をした場合において、甲又は乙が相手方からの解除において、損害を生じたときは、相手方に対し当該損害について損害を請求することができる。

2 第 21 条第 2 項又は第 22 条第 3 項の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し甲が被った損害に限り賠償しなければならない。

3 甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し相手方が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。

4 前三項の損害の範囲において、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

5 その他の事項については、双方協議のうえ解決するものとする。

第 24 条（費用の相殺）

この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第 25 条（支給の制限）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 3 条に定める金額を支払わないことができる。また、すでに支払っている場合は、返還を求めることができる。契約期間終了後に判明した場合も同様とする。

- （1） 委託契約に違反した場合
- （2） 虚偽の報告をした場合
- （3） 偽りその他不正により本委託業務を受託した場合
- （4） 偽りその他不正の行為により前条に定める金額の支払いを受けようとし、又は受けた場合

第 26 条（支払遅延利息）

甲の責めに帰す理由により前条の約定期限内に甲が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して約定期限の翌日から支払日までの日数に応じ、支払うべき対価金額に乙が甲に請求を行った日において効力を有する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務省告示で定める遅延利息の率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した遅延利息（算出された額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

第 27 条（一括再委託の禁止）

乙は、当該業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

第 28 条（再委託の承認及び変更）

乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について第三者に請け負わせようとする場合には、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を書面により示した上、事前に甲の書面による承認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の再委託先が不適当であると認めたときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、乙に対してその変更を求めることができる。
- 3 乙は、第 1 項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が自ら、再委託先に対して調査等を行える条件が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。

- 4 第 1 項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を請け負わせた場合においても、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、第 1 項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承認なくして、当該業務をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第 1 項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承認を得て業務を再々委託する場合について準用する。

第 29 条（紛争又は疑義の解決方法）

この覚書について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 30 条（存続条項）

本契約の効力が消滅した場合であっても、第 11 条【秘密の保持】、第 23 条【損害賠償】、第 26 条【支払遅延利息】、第 29 条【紛争又は疑義の解決方法】及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記の覚書締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、原契約書と共に各自 1 通を保管するものとする。

2025 年 7 月 1 日

甲 全国健康保険協会京都支部長

守 殿 俊 二

乙